

東京純心大学における職員の人材育成方針

東京純心大学（以下、「本学」という）は、「建学の精神」及び「教育理念」に基づく教育を実現するために、職員が各職位に応じた職務遂行ができるよう、「大学として求める職員像」、「職員組織の編成方針」、「職員の人材育成に関する方針」を次のとおり定める。

1. 大学として求める職員像

- 1) カトリック的人類愛を基盤とする「建学の精神」及び「教育理念」を理解し、その実現に向けて職務の遂行ができる。
- 2) 職員としての優れた専門性を備え、学生を支援・指導する熱意及び使命感がある。
- 3) 多様な個性を尊重する人権意識や倫理観をもち、職務に携わることができる。
- 4) 大学運営に必要な職務を教職員協働で取り組み、組織の発展に貢献できる。
- 5) 自らを省察し、あらゆる機会を活用し、資質・能力の向上に努めることができる。
- 6) 地域貢献において地域と連携・協働し、発展に寄与できる。

2. 職員組織の編成方針

- 1) 本学を取り巻く環境の変化や社会の要請に柔軟に対応していくために必要な職員を配置する。
- 2) 職員の構成にあたって、職位・年齢・実務経験等に配慮する。
- 3) 職員の採用にあたっては、原則として広く公募することで有為な人材を確保し、東京純心女子学園（以下「学園」という）が定める諸規程に基づいて公正に選考する。
- 4) 職員の昇任等にあたっては、学園が定める職務資格基準および諸規程に基づいて適正に行う。

3. 職員の人材育成に関する方針

- 1) 本学は、組織的・体系的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を行い、職員の資質・能力の向上に取り組む。
- 2) 本学における学問領域の特性を踏まえ、多様な授業内容に対応できる事務処理能力をもつ職員の資質・能力の向上に努める。
- 3) 大学組織を理解し、教職員協働で効果的な運営ができるように支援する。
- 4) 高い道德観・倫理観をもって職務に携わることができる人材を育成する。
- 5) 地域社会の構成員として職務遂行において高い見識を持ち、地域の発展に寄与できる職員を育成する。
- 6) 本学の職員の職務遂行に必要な環境（人的・物的・経済的等）を整える。